

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年7月21日（火） 10：03～10：20

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○国会提出案件 1件

○公布（条約） 1件

○政令 5件

○人事 5件

○配布 2件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日・UAE投資協定」の効力発生のための公文の交換について、御決定をお願いいたします。本条約は、先の通常国会で承認を得たものであります。あわせて、本条約を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「国民生活安定緊急措置法施行状況報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、生活必需物資等の価格及び需給の調整等に関する緊急措置として、本年1月1日から6月30日までの間において、政府が講じた措置について、国会に報告するものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定するものであります。

次に、「令和3年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令」は、令和3年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限を9月30日とするものであります。

次に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」は、医療機器等の承認された事項についての変更計画の確認手続に必要な規定の整備等を行うものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、同改正法による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の給付額を、賃金スライドにより改定するものであります。

次に、「特許法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、裁判所が任命した専門家が、特許権の侵害立証に必要な調査を行う制度の創設に係る規定等の施行期日を、本年10月1日等とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、外務省大臣官房付片山和之外2名を特命全権大使等に任命することについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、ペルー国駐箚等を命じようとするものであります。

次に、財務省大臣官房審議官三村淳に、アフリカ開発銀行総務会第6回臨時会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣府外3省の人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、農林水産事務次官末松広行が退官し、その後任に大臣官房長枝元真徹を、充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、簡易裁判所判事に任命するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、岡野幸雄外 215 名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「警察白書」及び「消費者物価指数」があります。後程、「警察白書」につきましては国家公安委員会委員長から、「消費者物価指数」につきましては総務大臣から、それぞれ御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「日・セルビア租税条約」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであります。なお、明日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

- 菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、国家公安委員会委員長。
- 武田国務大臣：令和 2 年警察白書では、「高齢化の進展と警察活動」と題する特集を組みました。この特集では、高齢者を犯罪・事故から守るための警察の取組や高齢者による犯罪・事故への対応と防止に向けた取組について紹介しております。警察としては、引き続き、高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺等の被害防止や高齢運転者による交通事故防止対策を進め、全ての人が安心安全な生活を送ることのできる環境づくりを進めてまいります。この白書作成に当たり、関係省庁に御協力を頂きましたことに改めて御礼を申し上げます。
- 菅国務大臣：次に、総務大臣。
- 高市国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。6 月の全国の消費者物価指数は、1 年前に比べ 0.1 % の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1 年前と同水準となりました。需要減を背景とした原油安に伴い「ガソリン」などが下落となりました。一方、外食などの「生鮮食品を除く食料」などが上昇となりました。また、生鮮食品とエネルギーを除いた指数は、1 年前に比べ 0.4 % の上昇と、36 か月連続の上昇となりました。今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き続き、物価動向を注視してまいります。
- 菅国務大臣：次に、財務大臣。
- 麻生国務大臣：令和 3 年度予算の概算要求の具体的な方針について申し上げます。政府としては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2 度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題です。他方で、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実です。このため、先般、閣議で申し上げたとおり、令和 3 年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、本日、政令を改正し、要求期限を 1 か月遅らせて 9 月 30 日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとしします。

具体的には、

- (1) 要求額は、基本的に、対前年度同額といたします。
- (2) その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとします。
- (3) その際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していただくようお願いします。
- (4) また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、S A C O・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとします。

財政投融资につきましては、中小・小規模事業者や中堅・大企業等の資金繰り支援など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくようお願いいたします。その際、民業補完性、償還確実性等の検討により、引き続き、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思います。

令和3年度税制改正要望につきましても、9月30日までの御提出をお願いいたします。租税特別措置につきましては、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図っていただくようお願いいたします。

令和3年度予算編成に当たっては、事務負担の軽減に最大限工夫してまいりますので、各省の職員はじめ関係者ができる限り効率的に作業を進めることができるよう、各省大臣におかれては、各段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から4件御発言がございます。

○高市国務大臣：まず、令和3年度の概算要求に当たり、独立行政法人制度を所管する立場から申し上げます。

独立行政法人等の新設や業務追加などの要求に当たっては、行政の肥大化を来さないよう、既存組織との重複排除を含め、官民の役割分担を踏まえた効率的な組織・業務運営を行うことを前提に、政策効果の最大化を図る観点から、内容を御検討いただくよう、お願い申し上げます。

次に、令和3年度の概算要求に当たり、政策評価制度を所管する立場から申し上げます。

国民の行政に対する信頼を確保するには、政策を不断に見直し、改善していくとともに、国民にその政策の意義を十分に説明することが必要です。このため、客観的データなどのエビデンスに基づく政策立案、すなわちE B P Mの考え方も取り入れながら、政策評価を実施し、政策に適切に反映していくことが重要です。

国会における行政監視機能の強化の取組も踏まえ、各大臣におかれましては、政策評価を適切に行うとともに、概算要求に当たり、その結果を十分活用していただくよう、お願い申し上げます。

次に、「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」に関連して申し上げ

ます。

各大臣におかれましては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に則り、経済・財政一体改革を推進する際には、地方歳出の多くが法令により義務づけられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を実行するとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、国から地方への負担転嫁を行わないよう御留意願います。

また、私から関係の大臣に対し、概算要求に当たって取り組んでいただきたい事項について、文書により要請することとしております。具体的には、1点目は、東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興などに係る必要な措置、2点目は、新型コロナウイルス感染症への対応の推進に係る必要な措置、3点目は、社会保障制度改革に係る必要な措置などです。各大臣におかれましては、地方分権改革の推進や国と地方の間の適正な財政秩序の確立のため、格別の御協力をお願い申し上げます。

次に、地方税に関する令和3年度税制改正要望についても、令和2年9月30日までの提出をお願い申し上げます。

各大臣におかれましては、地方税における税負担軽減措置等について、地方分権を推進する観点や極めて厳しい地方財政の状況、さらには整理合理化を求める地方団体の意見も十分に踏まえて対応していただくようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、武田大臣から2件御発言がございます。

○武田国務大臣：まず、令和3年度概算要求に関連して申し上げます。機構、定員及び級別定数に関する要求については、本日内閣総理大臣決定された「人件費予算の配分の方針」に沿って、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなど、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

要求に当たり、各大臣におかれては、国民に対し必要な行政サービスを確実に提供でき、また、効果的かつ効率的な業務遂行体制となるよう、既存の体制、業務及びそのやり方をしっかり見直していただくようお願い申し上げます。

また、要求・審査に係る事務負担の軽減についても工夫してまいりますので、格段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、各府省におかれては、行政事業レビューの取組による事業の点検結果について、令和3年度概算要求に的確に反映していただくよう、お願いいたします。今回の結果を含め、これまでの行政事業レビューにおける指摘事項については、今後の予算編成において、看板の掛け替えなどの誤解を招くことのないよう、しっかりと対応をお願いいたします。

また、引き続き、証拠に基づく政策立案、EBPMを推進することが大変重要です。こうした観点も踏まえて概算要求を検討いただくよう、お願いいたします。

各府省が行った概算要求の内容については、行政改革推進会議において、効率性や有効性などの観点から検証することとしております。閣僚各位の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

国土交通大臣から御発言がございます。

○赤羽国務大臣：G o T o トラベル事業のキャンセル料の取扱いに係る対応方針について申し上げます。

G o T o トラベル事業の開始時期につきましては、7月22日以降に開始する旅行から、まず、旅行代金の割引について、先行的に開始することを7月10日に発表しました。他方で、足もとの感染症の拡大傾向を受けて、7月16日夕刻、東京を発着する旅行を除いて、7月22日から事業を開始する案を、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家の方々に御説明することとなり、分科会での御議論を経て、御了解をいただいたところであり、その旨を7月17日に発表しました。本事業の運用方針の変更に伴うキャンセル料の取扱いについては、緊急事態宣言の後の取扱いを例示しつつ、旅行業者等と旅行者の当事者間で、自然体で処理されるものとの期待感を申し上げます。それにより、旅行業者等がキャンセル料を取らない、という判断をしたケースも多くあると報告を受けていますが、他方で、旅行業者等にも実損が生じることから、キャンセル料を請求せざるを得ないケースも出てきていると承知しています。本事業の実施前である7月10日以降7月17日までにお申し込みをされた方々においては、本リスクが十分に理解されないまま非常に短期間の間に本事業の運用方針が変わったとともに、キャンセル料の取扱いについて十分な周知がなされなかったと考えています。よって、東京都を目的地としている旅行と東京都に居住している方の旅行について、7月10日以降7月17日までの間に予約された旅行者はキャンセル料を支払わないで良いこととし、その旨を旅行業者等に徹底することとします。また、既にキャンセル料を旅行業者等に支払った旅行者は旅行業者等に返金を求めることができるものとします。さらに、これらにより、旅行業者等に実損が生じる場合には、本事業の予算から事業者に対して補填することと致します。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

(注)「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とセルビア共和国との間の条約の署名」は、予定していた7月22日の署名が前倒しとなり、7月21日に実施された。

閣議案件

〔令和2年
7月21日〕 (火)

◎一般案件

- 資料あり
資あり ○投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の効力発生のための外交上の公文の交換について (決定) (外務省)

◎国会提出案件

- 資料あり
資あり ○国民生活安定緊急措置法施行状況報告書 (令和2年1月1日から同年6月30日まで) について (決定) (消費者庁)

◎公布 (条約)

- 資料なし
資なし ☆投資の促進及び保護に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定 (決定) (外務省)

◎政 令

- 資料あり
資あり ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額，住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (決定) (外務省)
- 〃 ○令和3年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令 (決定) (財務省)
- 〃 ○医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (決定) (厚生労働・財務・農林水産省)
- 〃 ○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令 (決定) (厚生労働・財務省)
- 〃 ○特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (決定) (経済産業省)

◎人 事

資料あり

○片山和之外 2 名を特命全権大使等に任命することについて（決定）

〃 ○財務省大臣官房審議官三村 淳にアフリカ開発銀行総務会第 6 回臨時会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて（決定）

〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし

☆上田正俊外 5 1 名を簡易裁判所判事に任命することについて（決定）

資料あり

☆岐阜大学名誉教授岡野幸雄外 2 1 5 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆令和 2 年警察白書（警察庁）

☆消費者物価指数（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件 名 外 案 件

〔 令 和 2 年 〕
〔 7 月 21 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

- 資 料
な し
- 所 得 に 対 す る 租 税 に 関 す る 二 重 課 税 の 除 去 並 び に
脱 税 及 び 租 税 回 避 の 防 止 の た め の 日 本 国 と セ ル ビ
ア 共 和 国 と の 間 の 条 約 の 署 名 に つ い て (決 定)
(外 務 省)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]